資料

関連年表

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き
昭和 20 年 (1945 年)	○「国連憲章」採択	○「衆院法」改正(成年女 子に参政権)	
昭和 21 年(1946 年)	○国連「婦人の地位委員会」 設置	○戦後初の総選挙(女性の 選挙権が行使、女性国会 議員39人誕生)	
昭和 22 年(1947 年)		○「日本国憲法」施行 ○「民法」改正(家制度廃 止)	
昭和 23 年 (1948 年)	○第3回国連総会「世界人 権宣言」採択		
昭和 42 年(1967 年)	○第 22 回国連総会「婦人に 対する差別撤廃宣言」採 択		
昭和 50 年 (1975 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議 (メキシ コ)「世界行動計画」採択	○総理府「婦人問題企画推 進本部」発足、「婦人問題 担当室」設置	
昭和 51 年(1976 年)	○「国連婦人の 10 年」(1976 年~1985 年)	○「民法」一部改正(離婚 後の氏の選択自由)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事配置
昭和 52 年(1977 年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(嵐山 町)開館	○企画財政部に婦人問題企画室設置○婦人問題庁内連絡会議設置○埼玉婦人問題会議発足
昭和 53 年 (1978 年)			○第1回埼玉県婦人問題協議 会開催
昭和 54 年 (1979 年)	○第 34 回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室設 置
昭和 55 年(1980 年)	○「国連婦人の10年」中間 年世界会議(コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署 名	○「民法」一部改正(配偶者の法定相続分 1/3→1/2)	○「婦人の地位向上に関する 埼玉県計画」策定○県民部に婦人対策課設置○婦人関係行政推進会議設置
昭和 56 年(1981 年)	○ I L O第 156 号条約採択 (男女労働者の機会均等 及び均等待遇に関する条 約)		
昭和 59 年(1984 年)		○「国籍法」及び「戸籍法」 一部改正(父系主義→父 母両系主義)	○「婦人の地位向上に関する 埼玉県計画(修正版)」策定
昭和 60 年(1985 年)	○「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)「ナイロビ将来戦略」採択 ○NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 (2) 「男女雇用機会均等法」 成立 (3) 「労働基準法」一部改正	○ナイロビ会議・NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団 参加

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き
昭和 61 年 (1986 年)			○「男女平等社会確立のため の埼玉県計画」策定
昭和 62 年(1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定	○「婦人対策課」を「婦人行 政課」に名称変更
平成元年 (1989 年)		○「法令」改正(婚姻、親 子関係における男性優位 規定の改正)	
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定○埼玉県県民活動総合センター開館
平成3年 (1991年)		○「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画(第1次 改定)」策定 ○「育児休業法」成立	○「婦人行政課」を「女性政 策課」に名称変更
平成3年 (1991年)		○婦人問題担当大臣設置 ○「育児休業法」施行	
平成5年 (1993年)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃 宣言」採択(国連総会)	○「パートタイム労働法」 成立・施行	
平成6年 (1994年)	○ I L O 175 条約 (パートタイム労働に関する条約) 採択○国際人口・開発会議開催 (カイロ)○「人材教育のための国連 10年」に関する決議	○総理府「男女共同参画室」 設置(男女共同参画審議 会・男女共同参画推進本 部設置)	
平成7年 (1995年)	○社会開発サミット開催(コペ゚ンハーゲン)○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」採択	○「育児・介護休業法」成立 ○ILO第156号条約批准 (家族的責任条約)	○「2001 彩の国男女共同参画 プログラム」策定
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定	○世界みらい会議開催「埼玉 宣言」採択
平成9年 (1997年)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(女子保護規定の撤廃)○女性国会の開催(参院)	

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成 11 年(1999 年)	○ I L O第 182 号条約(最悪の状態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約)採択	○「男女雇用機会均等法、 労働基準法、育児・介護 休業法」改正・施行○「男女共同参画基本法」 施行○「児童買春・児童ポルノ 禁止法」施行	
平成 12 年 (2000 年)	○第23回国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	○「男女共同参画基本計画」 策定 ○「介護保険法」施行	○「埼玉県男女共同参画推進 条例」施行
平成 13 年(2001 年)		○「DV防止法」施行 ○内閣府「男女共同参画局」 設置	○「女性政策課」を「男女共 同参画課」に名称変更
平成 14 年 (2002 年)			○「埼玉県男女共同参画推進 プラン 2010」策定 ○「With You さいたま」(埼 玉県男女共同参画推進セン ター)開設
平成 15 年 (2003 年)	○国連女性差別撤廃委員会 が日本を審査	○「次世代育成支援対策推 進法」施行 ○「母子及び寡婦福祉法」 等の一部改正(離婚急増 に伴う母子家庭等の自立 支援措置)	
平成 16 年 (2004 年)		○「DV防止法」一部改正 (保護命令の拡大や被害 者の自立支援の明確化) ○「少子化社会対策大綱」 閣議決定	
平成 17 年 (2005 年)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」会議開催(ニューヨーケ)	○「男女共同参画基本計画」 (第2次)策定○「刑法」等の一部改正(性 犯罪について法定刑引上 げなど)○「育児・介護休業法」等 の一部改正(環境の整備 について所要の措置)	